

2014年3月5日

アジア・スーパーグリッドなどを議論

一対ロシア、経済合理性のみでは成立せず

日本経済研究センター 研究本部

第4回会議を2月14日(金)に開きました。ロシアなどと日本との間に送電網を敷設し、国際的な電力融通を可能にする「アジア・スーパーグリッド構想」について、関係者を招いて、狙いや課題を議論しました。議論の要旨は下記の通りです。

1. 東アジアで国境を越えた送電網敷設にロシアは関心を示しており、技術的にも可能だ。ただ首都圏まで送電網を整備するにはコストがかかる。陸上では27.5万kWの送電線を敷設すると、1kmあたり約5億円はかかる。ガスパイプラインの方が安価だ。サハリンから北海道、福島までパイプラインを敷き天然ガス火力発電所を建設すれば原発事故で余力がある既存の送電網を使い、電気を供給できる。国内にLNG基地は32あり、さらに8基建設中。パイプラインへの供給停止によるリスクは限定的ではないか。
2. ロシアは発電所を建設し「付加価値は自国へ」と考えている。パイプラインの方が日本にメリットがあっても、北方領土など複雑な政治問題が絡むロシアとの関係では、経済合理性だけでは動かない。日ロでは送電網の方が実現しやすいと考える。ロシアが発電所建設に踏み切れば投資を回収しなくてはならず、相互依存の状態になる。売電を止められる可能性を小さくできるのではないか。
3. 北海道のオロロン街道が日本でいちばん風力発電の可能性があり約30%の設備利用率が見込めるが、送電線がない。国が主導し、送電線を増強に総事業費1500億円(半分は民間)を投じ、最大で200万kWの風力発電が可能になる。例えば100万kW程度の風力発電の場合、1基2MWの風車発電機1基は5~6億円かかるので、2500~3000億円の投資になり、北海道経済にもメリットがある。
4. エネルギー・環境は、グローバルな問題。日本は独自にエネルギーをどのように確保するかということに考えが偏り、外国も含めた合理性を考えることが少ない。50年程度の長期で考えると「アジア・スーパーグリッド」のようなネットワークは必要になるだろう。欧州では地域としてのエネルギーの確保、合理的な配分を考え、そのような仕組みがすでに存在している。
5. 国境を越えたエネルギー供給を保証するエネルギー憲章は、ロシアが入らない。ロシアはマーケット・ベースのところには入りたくない、最終的には国が押さえておきたいというのがあるのではないだろうか。

当ラウンドテーブルは、月１回のペースで開催、忌憚ない意見交換を促すため非公開を原則とするチャタムハウスルール¹*で運営しています。

「エネルギー・環境の未来を語るラウンドテーブル」メンバー

座長	岩田一政	日本経済研究センター理事長
有識者	山地憲治	地球環境産業技術研究機構 理事・研究所長
	植田和弘	京都大学大学院経済学研究科教授
	橘川武郎	一橋大学大学院商学研究科教授
	増田寛也	野村総合研究所顧問（元総務相・前岩手県知事）
	伊丹敬之	東京理科大学教授・イノベーション研究科長
	竹内純子	国際環境経済研究所 理事・主席研究員
	小山 堅	日本エネルギー経済研究所 常務理事・首席研究員
	小西雅子	世界自然保護基金（WWF）ジャパン 気候変動・エネルギープロジェクトリーダー
	枝廣淳子	環境ジャーナリスト
	平田仁子	気候ネットワーク理事
経済団体	日本経済団体連合会	
	経済同友会	
会員企業	エレクトロニクス、エネルギー、化学、住宅、自動車関連、金融機関、商社、食品、IT、建設機械、エンジニアリング、建設、運輸・通信、不動産など当センター会員企業 21 社	
アドバイザー	小林光	日本経済研究センター研究顧問 （慶應義塾大学教授、元環境事務次官）
	西岡幸一	日本経済研究センター研究顧問 （専修大学教授、元日経コラムニスト）
	鈴木達治郎	原子力委員会委員長代理
事務局	小林辰男	日本経済研究センター主任研究員
	田原健吾	日本経済研究センター副主任研究員
	高野哲彰	日本経済研究センター

本稿の問い合わせは、研究本部（TEL：03-6256-7740）まで

※本稿の無断転載を禁じます。詳細は総務本部までご照会ください。

公益社団法人 日本経済研究センター

〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7 日本経済新聞社東京本社ビル11階
TEL:03-6256-7710 / FAX:03-6256-7924

¹ Chatham House Rule。英王立国際問題研究所に源を発する、会議参加者の行為規範である。チャタムハウスルールを適用する旨の宣言の下に運営される会議においては、当該会議で得られた情報を利用できるが、その情報の発言者やその他の参加者の身元および所属に関して秘匿する（明示的にも黙示的にも明かにしない）義務を負うというルール。